サービス等利用計画について

平成 24 年 4 月から、障害福祉サービスをご利用になるすべての方に"サービス等利用計画"が必要になりました。以前からサービスをご利用になっている方についても、更新時などにサービス等利用計画を随時導入していきます。

★サービス等利用計画って何?

生活や仕事、趣味、家族との関係などこれからのご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。福祉、保健、医療、教育、仕事、住まいなどの総合的な視点から、ご本人らしくいきいきとした生活を送るために作成する、ご本人のための<u>計画</u>です。(介護保険でいうケアプランと同じようなものです。)

また、その後サービスを有効にご活用いただけているか定期的に確認し、計画を見直していきます。(モニタリングといいます。)

サービス等利用計画を作成すると たとえば… ご本人のご希望をお聞きし、みんなでご本人の力が 引き出されるよう支援する「応援計画」です。 (保健師 ご家族 ま治医や ケ-スワ-カ- サービス提供 事業所のスタッ7 マ本人 サービス等利用 計画作成担当

★サービス等利用計画は

だれが作るの?

相談支援事業所の相談支援専門員が作ります。事業所一覧からどこに頼むか決めてください。 自分で作成することもできます。

★費用はかかるの?

計画作成やモニタリングは無料です。ただし、交通費等の実費に関しては自己負担です。

例	例えば…江戸川花子さんの サービス等利用計画・障害児支援利用計画											
利用者氏名(児童氏名) 障害福祉サービス受給者証番号 地域相談支援受給者証番号 計画作成日 利用者及びその家族の 生活に対する意向 (希望する生活)		江戸川 花子 仕事をして、好きな歌		時間を通用を通用を通用を通用を表する。	障害程度区分 利用者負担上限額 適所受給者証番号 モニタリング期間(開始年月) マ手のコンサートにもつと行きた れやすいので、仕事ができるが		相談支援事業者名 計画作成担当者 利用者同意署名権	1	○○○相談支援事業所 小松川 太郎			
総合的な援助の方針 就労支援と、本人の希望を聞き生活が充実していくよう支援する。 長期目標 仕事も趣味も充実させる。 短期目標 就労についての本人の考えを確認し、就労支援の方法を一緒に考えていく。												
優先順位			支援目標	達成 時期	福祉サービ ^{種類・内容・量(頻度・時間)}	え等 提供事業者名 (担当者名・電話)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項			
1	将来的に 仕事を したい	-	どんな仕事を したいか一緒 に考え、情報 提供する	1年	· 就労移行支援 事業所 △△ 月~金 10~15時 · 相談支援事業所	△△ 担当: 葛西さん 担当: 小松川さん	仕事についての イメージや、やり たいことなどを 相談していく。	3か月	まずは事業所に慣れることを優先する。			
2	夜更かし をして、よ		体調やストレス により、生活リ ズムが崩れな いやり方を考え	3か月	·就労移行支援 事業所 △△ 月〜金 10〜15時	△△ 担当: 葛西さん	遅刻しないよう にする。遅刻の 理由を伝える。	3か月				
	く体調を見してします		る。 る。	3か月	・毎朝8時に起き、カーテンを開ける・決まった時間に内服する・寝る前にホットミルクを飲む	●●健康サポートセンター 篠崎保健師	保健師と一緒に、生活リズムが整う方法を考え、試してみる。	3か月	どうしても生活リズム が整わない時には、主 治医に相談する。			

★障害福祉サービス・サービス等利用計画の利用の流れ ① サービス利用申請 ② お定調査 サービス等利用計画について説明します ⑦ 受給者証交付 区からご本人へ郵送します

③ 相談支援事業所※1 と契約
※1 サービス等利用計画を作成できる事業所⑧ サービス提供事業所と契約
サービス利用開始

④ 障害程度区分の認定

⑤ サービス等利用計画案の提出 区に計画案を提出します ② モニタリング 相談支援事業所の担当(サービス等利用計画 を作る人:相談支援専門員といいます)が定期 的にサービスを有効に利用できているか確認 します。

サービス利用の継続

サービス等利用計画を利用するメリット

手続きやサービスは わかりにくいことが多 いけど、相談支援専門 員さんから説明をして もらえるから安心。

自分の目標や希望に 基づく計画なので、 必要なこと、望むこと に沿ったサービスを 受けることができた!

計画をもらえるから、 後で見返すことができ てわかりやすい! 定期的にモニタリング を受けることで、自分の ことを振り返ることが できるようになった。

> 困ったことや、やりた いこと、目標について 一緒に考えて もらえる。

> > 色々なサービスを 提案してもらえて よかった!

◎制度についての問合せ障害者福祉課 身体障害者相談係5662-0052障害者福祉課 愛の手帳相談係5662-0053江戸川保健所 保健予防課精神保健係5661-2465

· O O

 \bigcirc

江戸川区内の相談支援事業所

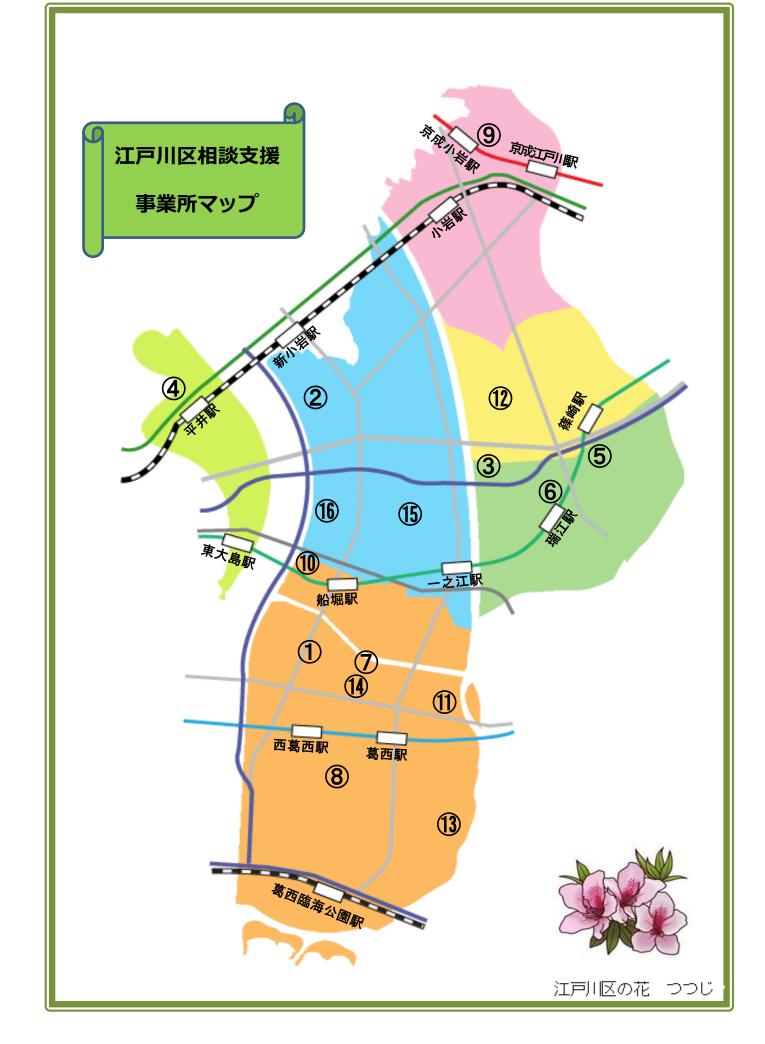
平成26年3月1日現在

「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づく指定を受けた事業所です。 《事業所種別》

……「指定障害児相談支援事業所」の略。(18歳未満の方が対象)

特……「指定特定相談支援事業所」の略。 児……「指定障害児相談支援事業所」の略 般……「指定一般相談支援事業所」の略。 ……「指定一般相談支援事業所」の略。地域移行支援、地域定着支援及び一般的な相談を行います。

地図	事業所名	連絡先	所在地	事業所種別
01	特定非営利活動法人 江戸川在宅支援グループ	電話 5605-8195 FAX 5605-4061	〒134-0082 宇喜田町1486-3	特児
02	地域活動支援センターえどがわ	電話 5879-0708 FAX 3655-9393	〒132-0031 松島3-46-10 かとりコーポ101	特児般
03	地域活動支援センター はるえ野	電話 5664-6070 FAX 5664-6071	〒132-0003 春江町2-41-8	特児般
04	相談室くくるん	電話 3611-7060 FAX 5655-7054	〒132-0035 平井5-14-10 協和物産平井駅前ビル3階	特児般
05	特定非営利活動法人 あい·江戸川区民支援センターCCM	電話 3678-3139 FAX 3678-3139	〒133-0061 篠崎町5-8-11	特児般
06	STEPえどがわ	電話 3676-7422 FAX 3676-7425	〒133-0065 南篠崎町3-9-7-1階	特児
07	地域活動・相談支援センターかさい	電話 5679-6445 FAX 3877-1681	〒134-0083 中葛西2-8-3 2階	特児般
08	相談支援センター ハート花きりん	電話 3869-1731 FAX 3869-1732	〒134-0083 中葛西6-10-8 コンフォール中葛西403	特般
09	トロールケアサービス	電話 5612-1306 FAX 5612-1308	〒133-0051 北小岩5-1-9	特児般
10	相談支援センターくらふと	電話 5679-6360 FAX 5679-6361	〒134-0091 船堀1-4-14 サニーハイツ103号	特児般
11	ほうりん 蜂 輪	電話 6808-4814 FAX 6808-4815	〒134-0084 東葛西2-34-3 ハイツL 202号室	特児
12	相談支援センター むくむく	電話 5636-5131 FAX 5636-5133	〒133-0073 鹿骨1-56-1	特児
13	相談支援 NPO 虹の会	電話 3686-4477 FAX 3686-4604	〒134-0085 南葛西7-2-3	特児
14	「まある」相談支援事業所	電話 050-3754-7526 FAX 6231-5227	〒134-0083 中葛西 1-39-12	特 主たる対象 :知的障害者
15	にじいろ介護一之江相談支援事業所	電話 5879-3820 FAX 5879-3924	〒132-0013 -之江3-2-2 -之江Sビル202号室	特 児
16	相談支援センター ぽこ・あ・ぽこ	電話 6231-4278 FAX 6231-4279	〒132-0033 東小松川2-31-6 レジデンシャル五洋103号	特児般



【お願い】依頼・相談にあたっては、必ず事前に電話で予約してください。